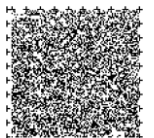


令和4年3月16日

令和3年度第3回

世田谷区障害者施策推進協議会

(注意) 一部、音声コードによる音声と文章が一致しないことがあります。ご了承ください。



午後7時開会

○障害施策推進課長 皆様、こんばんは。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより令和3年度第3回障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

私は、障害施策推進課長でございます。冒頭、進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

本日は、会場が狭く、皆様方には御負担をおかけして申し訳ございません。御協力をよろしくお願いいいたします。また、会場の都合で、この協議会については20時45分には終了を予定しておりますので、併せて御協力をいただければと思っております。

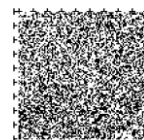
初めに、本日の会でございますが、委員4名より欠席の御連絡をいただいておりますので、御報告させていただきます。あわせて、庁内の関係課長ですけれども、ちょうど今、議会の予算特別委員会の最中ございまして、若干欠席をさせていただいております。申し訳ございません。ただ、協議会としてはもちろん定数の2分の1以上のご出席がございますので、成立要件を満たしておりますので、御報告させていただきます。

それでは最初に、障害福祉部長より御挨拶を申し上げます。

○障害福祉部長 それでは、皆さん、こんばんは。障害福祉部長と申します。

このコロナ禍、大分落ち着いてきたかなというところには、落ち着いたと言っても人数はまだ大分多いですし、医療現場も含めて、皆さんの努力のおかげでピークだったところは過ぎているのかなという状況ですけれども、こうした中でお集まりいただいで会議ということで御負担もおかけしているかと思っておりますけれども、申し訳ございません。

今年度3回目ということで、最後の推進協議会になります。今年度いろいろお話をさせていただいている条例ですとか、地域生活支援拠点に関する事、それ以外に令和4年度に向けての事業の御報告もさせていただくようになっておりますので、今日も皆さんから忌憚のない御意見をいただきまして、この先に進めていけるようにしてい



たいと考えてございます。

また、我々のほうで、コロナの関係でいうと人数がなかなか減ってこない中で、学校の人数というのは毎日出ているのですが、お子さんの人数は、やっぱり減っているようで、減り方が少ないといいますか、以前みたいに急に減るということではなくて、減ったり増えたりという状況をまだ若干繰り返しながら少しずつ減っているという状況があるのと、ワクチン接種に関しまして、御意見は様々あるかと思えますけれども、小児を含めて接種の体制を整えて進めていこうということで現在進めております。ただ、やっぱり3回目の接種となりますと、どうしても進捗がなかなか進まないという状況がありますので、今後の状況を見ながらしっかりとやっていきたいと思っておりますので、ぜひ皆さんのほうでも、周りにワクチンを打ちたいという方がいらっしゃいましたら、しっかりと打っていただくように御協力をお願いできればと思っております。

それでは、今日も引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○障害施策推進課長 それでは、ここからの進行につきましては部会長にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

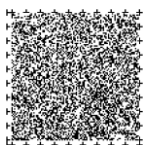
○部会長 部会長です。皆さん、こんばんは。年度末の遅い時間にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

こういうふうには直接お会いできるのはうれしい限りなんですけれども、今、子どものことなどもいろいろ話題になっていて、お忙しい中だと思ひますけれども、今日も大事な議題がたくさんございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、次第に沿って始めたいと思ひます。まずは資料の確認を事務局からお願ひいたします。

○障害施策推進課長 では、資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、先週、事前に送付をさせていただいたところですが、郵便事情等々あったようでございまして、資料が届かなかったということがあったようでございます。大変申し訳ございません。改めて、机の上に資料を置かせていただいております。



す。

最初に次第、次が別紙の協議会の委員名簿、裏面には区の管理職名簿となっております。次に、資料1、障害理解の促進や障害者の差別解消、情報コミュニケーション等に関する条例について（検討状況）がございます。資料1－参考資料、全日本ろうあ連盟発行の手話言語法の制定に関してのパンフレット、コピーを委員でいらっしゃる世田谷区聴覚障害者協会様から御提供いただいておりますので、後ほど御説明をさせていただきますことになっております。

続いて、資料2、世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金を活用した人工呼吸器等を使用している医療的ケア児へのポータブル電源等の配布について、資料3、精神障害者施策の充実に向けた取り組みについて（ピアサポーター活躍支援）、資料4、障害者の地域生活支援機能の強化について（国における地域生活支援拠点等の整備事業）検討状況になります。

また、本日は、机上に第2回の推進協議会でいただきました質問に対する回答と、議事録についてもお配りしております。議事録については、第2回目の終了後に各委員の皆様にご確認いただいた後、発言者の部分を消させていただいたという内容になっております。こちらで来週以降、区のホームページや区政情報コーナーで閲覧に供させていただきます予定にしておりますので、御承知おきください。

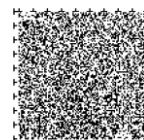
最後に、委員より、高次脳機能障害連絡協議会主催の「春の音コンサート2022」のチラシの御提供がございましたので、こちらもお配りしております。

配付資料については以上でございます。

○部会長 資料はおそろいでしょうか。

それでは、議事に入っていきます。まず、議題1、障害理解の促進や障害者の差別解消、情報コミュニケーション等に関する条例について（検討状況）ということで、検討している真っ最中かと思っておりますけれども、事務局から説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 では、資料1を御覧ください。障害理解の促進等々の検討状況に



ついて御説明をさせていただきます。

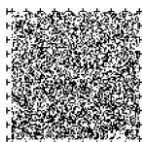
まず、1の主旨でございます。御承知のとおり、条例について検討を進めてきておりまして、いろいろと御意見をいただいて考え方を整理いたしましたので、その検討状況について御報告をさせていただくものでございます。

2の条例の概要でございます。いろいろあるのですが、文言の整理や、言葉遣いを修正させていただくのと、あと手話言語は、日本語に手話を合わせるような使い方とは違って、独自の文法や語彙というものを持っている、情報コミュニケーションとは別にしてほしいという御意見ですとか、手話言語を分けることも考えられますけれども、現時点では分けることの必要性がまだ理解できていないため、全体としてまとめることがよいのではないかという御意見もいただいたところです。

(2)条例の概要でございます。構成については御覧のとおりで、中については後ほど御説明をさせていただきます。

次のページを見ていただきまして、3の情報コミュニケーションと手話言語についての考え方でございます。区ではこの間、地域共生社会の実現を目指す上で、障害理解の促進、障害者の差別解消、情報コミュニケーション、手話言語などがそれぞれ重要課題と考えておりまして、これらを一体的に推進することが効果的であると考えたことから、同一の条例の中に位置づける方向で検討を進めております。当事者の方からは、手話言語に関する区独自の条例制定が必要という御意見をいただいた一方、独自に制定する必要性については、現時点ではまだ理解できていないため、情報コミュニケーションと手話言語を全体としてまとめることがよろしいのではないかという御意見があったことも踏まえまして、同一の条例の中で、手話言語について独立した章として設けるということで検討を進めてございます。なお、国や都議会では手話言語に関する法律や条例の制定に向けた動きがあることから、こうした動きについては引き続き注視していきたいと思っております。

4の条例に基づく取組みの考え方です。具体的な取組のイメージとして、先般、共生



社会入門講座、地域協力員制度、地域での取組みを積極的に進める区民・事業者等の表彰でも御報告をさせていただいたところですが、これと併せて、せたがやノーマライゼーションプランに基づく取組を着実に進めながら、新たな条例に基づく取組や、次のノーマライゼーションプランにおいて強化していく取組といったものもあるかと思っておりますので、また御意見をいただきながら検討を進めていきたいと思っております。

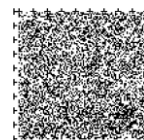
5の今後のスケジュールです。ざっと見ていただいて、3月末に専門家会議で素案を議論していただいて、議会に御報告をし、5月、6月ぐらいにかけてパブリックコメントやシンポジウムをさせていただきたいと思っております。7月のこちらの推進協議会でパブコメの御報告をして、案をお示しして、また御議論をいただくというスケジュールで考えています。9月の第3回定例会で条例案を提出できるというようなスケジュールで考えているところでございます。

別紙、A3横長の資料を御覧ください。こちらが条例の概要になっています。左側の一番上のところの前文の内容としては、権利条約の話や法律の話、障害理解ですとか差別的取扱いの禁止、情報コミュニケーション、言語としての手話の普及、あと、世田谷区は共生社会ホストタウンとなっておりますので、取組、こういったものやっけていながら地域共生社会の実現を目指していくということで今考えております。

第1章の総則についてです。

目的として、大きくは変わっていないですけれども、最後のポチのところ、「障害者が地域で安心して生活できる環境を整備する」というところも文言として加えさせていただきました。

定義については、当初ずらずらと並べていたんですが、法律や条例と見比べて、なるべく整理しようということで、こういった形で今整えております。3の基本理念についてでございます。こちら大きく変わってございません。医療的ケアの部分子どもだけではなくて大人の方も含めるですとか、そういった文言の整理をさせていただいております。



4の責務等です。区、事業者については責務ということですがけれども、区民の方、あとは障害者団体のほうは、責務というよりはやっぱり御協力をいただくということで考えておりますので、この辺もこんな形で改めてみました。

最後に、6の障害者虐待の防止、こちらは別の章にあったんですが、総則のほうが重要なことですので、位置づけたほうがいいのではないかと、そういったことで改めています。

第2章、障害理解の促進・障害者の差別解消に、別の章にあった教育のほうから持ってきたものが3番目として入っております。

それから、右側を見ていただきまして、第3章、地域支え合いの推進・生活環境の整備、この生活環境の整備という文言は、先ほどお示しした目的の「生活できる環境を整備する」というところに合わせて追加したものでございます。

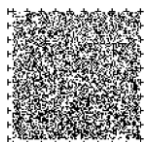
1、2のところは特に変わっていないのですが、3番目の医療的ケアの部分をはかの章からこちらに持ってまいりました。4番目には新たに、安心して生活できる環境の整備ということで、特に施設の整備は大切なことですので、ここに改めて掲載しているものでございます。

第4章の情報コミュニケーションの保障も、従来で考えておりましたけれども、先ほど御説明しましたように、言語としての手話というものを別の章として設けることにいたしましたので、第5章として次のところに設けたところでございます。

最後に、第6章のだれもが活躍できる場の拡大、活躍できるという文言で、就労とか働く場、あるいは余暇活動、交流の場ということでくくらせていただいて、まとめております。

裏面を見ていただきますと、具体的にどんなことをやっていくのかというイメージがなかなかつかみにくいと思われましたので、ざっと概要としてお示しをさせていただきました。

第2章の障害理解の促進・障害者の差別解消のところでは、専門調査員、私どものほ



うにありますけれども、相談窓口のところ分かりづらいというお話もありましたので、それを周知拡大していくことや、身近なところでの啓発事業を当事者の方、団体と連携してやっていきたいと思っております。

第3章、地域支え合いの推進・生活環境の整備では、例えばユニバーサルデザインなどもつながってまいりますので、点字ブロックの話やバリアフリーの話、それから新たなところで言うと地域協力員の話も入れてございます。あと、医療的ケアの関係で言いますと、相談支援センターを昨年設けましたので、その事業を進めていくことと施設、こういったところも進めていきますという内容を設けております。

第4章の情報コミュニケーションの保障として、ICTを活用した意思疎通、手話通訳、点字や音声コードといったところも配慮していきたいと思っております。

第5章の言語としての手話の普及、こちらは新しい項目でございますので、やはり知っていただく、そして、それを広げていくことが大切だと思っておりますので、当事者の方や団体と一緒に考えて啓発の活動をしていきたいと思っております。

最後に、第6章のだれもが活躍できる場の拡大の部分では、せたJOBの応援ですとか、農福連携の関係、文化芸術、スポーツ、それから精神のピアサポーターといったことを考えているところでございます。

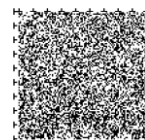
資料の説明は以上です。

○部会長 それでは、関連していますので、委員から、聴覚障害者協会からの配付資料についての御説明をお願いいたします。

○委員 世田谷区聴覚障害者協会と申します。よろしく願いいたします。本日は、お時間をいただきましてありがとうございます。

配付資料は2つです。この経過についてお話をさせていただきます。

まず、先ほどお話しいただいたように、障害者の理解、普及の推進、障害者の差別解消、また3つ目に、情報コミュニケーションについて等、新しい条例として、私たちは皆さんとともに活動していきたいと考えております。特に反対ということではありま



せん。ただ、5章のところなんですけれども、手話言語法についてというところが少し混乱しているようなところがあります。ですので、5章は別として、また新たにつくっていくというのが私どもの考えです。

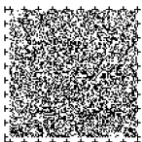
まず新条例では、福祉の政策について進めていく部分と、それから、手話の言語について、そちらは福祉対策ではなくて言語としての政策ということになります。そのやり方というのは全く違うものとなりますので、それを同じ条例の中に含めるというのは少し違和感があるという意見があります。ですから、できれば5章は省きまして、分かりやすく、皆さんと同じように情報コミュニケーション保障として理解を進めていくという方法でやっていくのがいいかと考えています。

手話言語とは何かというのは、なかなかイメージをつくりにくいと思うんですが、こちらのパンフレットをお配りいたしました。初めのページに5つのことが書かれています。この5つが必要で、1つは、手話の言語を獲得する、その機会をつくる、手話の言語で学ぶ、日本語ではなくて手話で教育をする。

2つ目、聞こえる人も、手話とは何かという勉強する機会をつくる。また、手話通訳等を含め、手話を使って自由に生活する社会をつくっていく。

最後に、手話の言語というのは、手話を残していく、守っていくということもこちらに含まれています。そういった考えの下、新しい条例の中にそれを全部入れるかどうかというのはちょっと難しいだろうと考えています。無理やりそこを混ぜていくのではなくて、別の独自のものとして進めていく、また、手話言語法というところは新しいものとして別に進めていく。そうすることでシンプルに条例がつくられていくと思います。

また、こちらのA4の資料です。手話言語といいますと、日本だけではないんです。海外、あらゆるところ全て同じような考え方があります。2006年、国連の障害者権利条約の中にきちんと手話は言語であるということが明記されている。それに合わせて、日本でも国内法としていろいろな修正が行われて、まだまだ十分ではないのですが、今年



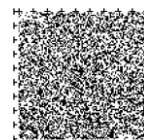
の6月頃、情報・コミュニケーション法として、誰でも自分に合った方法を選択することができるという法律を制定する予定です。そして、その後、手話言語に関する法律を少しずつ制定していく協議が始まっていく予定です。

また、東京都も同じ流れで、差別解消法条例がつけられました。その後、今現在は情報・コミュニケーション法ではなく、手話言語法条例というものがつくられていく予定です。国がやるべきことと、東京都レベルがやること、また、こちらの世田谷区としてやるべき内容というのはやはり少しずつ違った面があります。そのあたりも含めて整備をしていただければありがたいと思っております。

社会モデルについてですが、様々な障害者を取り巻く環境、その因子が障害を生み出すということになります。それをなくすためには、本人ではなく、周りの環境を変えていくという考え方があります。それも行政の考え方としては少し違うかもしれないんですが、社会で認める、聞こえる人、聞こえない人それぞれに様々な生活があるということで、手話をきちんと言語であるということを理解していただく。聞こえない人は手話で生活をしていく、それが独自の文化である、そして、そういったことを理解していただけるように社会モデルをつくる必要があると考えています。そのあたり、福祉の行政の部分とはちょっと違った側面があります。

障害者の情報・コミュニケーション保障について、こちらはまず日本語を使うか、手話言語を使うか、どちらかを選択する。手話言語を使う人は、その手話言語で情報保障を進めていく、一方で、日本語で情報保障してほしいという人は、手話ではなく日本語として、日本語対応手話などを使いながら、例えば、書いてありますように、指文字、指点字といったようなコミュニケーション方法を自分で選択していくといったような形になっていきます。ですので、手話言語法保障という部分で、コミュニケーションとは少し別になっていきます。こちらの右の図のところに書いてあるように整備をしていくと考えています。

とにかくこちらの資料ですが、現在の新しい条例づくりとしましては、こちらの左



側、障害者全体が社会参加をするということが目的になっています。手話言語の条例については、手話を言語として使う人たちが十分に社会参加ができるようにすることが目標で、お互いに両方とも目標は同じなんですけれども、その経過プロセスが違うということを表しています。このあたりが曖昧になりがちですので、ぜひ分けてこの整備をしていただきたいと思います。

あとは鳥取県での例がございます。こちらは手話言語法の事例が幾つか紹介されているものです。

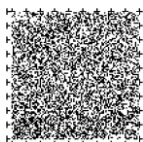
そして最後に、世田谷区は昨年、別の条例をつくりました。名前は、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例というのを作成いたしましたね。その条例の考え方も、私たちが行政に求める考え方と近いものです。ですが、外国人に対してのことで、私たち日本人が使わない言語を外国人が使っていくということが書かれています。考え方としましては、男女それぞれの違い、国籍の違いなど、また、文化的な違い、それらによる差別、差別的なことをしてはいけないというような文面があります。

最後のページ、Q&Aの部分です。外国人が地域社会で自立して生活をしていくために必要なこと、それは日本語を身につけること、そういった環境整備をしていくと書いてあります。今、手話通訳者が2人おりますけれども、その手話通訳者を介して手話を日本語に変えてもらっている、そういったサポートが必要ということになると、ここに私たちのことが当てはまるのではないかと思います。また、区民の理解をさらに広げて差別をなくしていくという、それはいい内容だと思うのですが、手話言語条例をつくるに当たって、このような言語的なことでも行政として進めていただけるとありがたいと思います。

簡単ですが、私の説明を終わりにいたします。

○部会長 委員、御説明ありがとうございました。

それでは、今、事務局から、条例の進捗状況、それから、関連して委員から御説明が



ありましたが、この説明について御質問や御意見がおありの委員の方がいらっしゃったらお願いいたします。

○委員 視力障害者福祉協会です。遅れて申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。

幾つか質問をしたいのですが、まず委員にお伺いしたいんですが、恐縮なんですが、今日、頂いたろうあ連盟から出ているパンフレット、私は全く見ることもできませんでした。障害は違いますけれども、私たちは残念ながら見えない障害です。このリーフレットに例えば音声コードとか、ろうあ連盟のホームページを拝見したんですけれども、PDFデータで、視覚障害者は全くお手上げです。

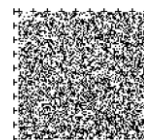
それで、同じ世田谷区の障害者団体として、私たちも聴覚の皆さんのコミュニケーションの部分での手話を実現したいということは、痛みも分かります。賛同できます。

ただ、私たちも実は手話と同様に点字とか音声コードとか様々な情報コミュニケーションを一生懸命訴えてきているんですけれども、まだできていないところがあるように思えるんです。

先日、連協のほかの団体の方とも情報交換したんですけれども、全国的な話の中で、先ほど国会の話もされていたと思うんですが、聞いた説には、ある政党が走っていて、これを何とかしてやらなきゃいけないというようなことが耳に入ってきたんですね。だから、それは世田谷のこの条例にどのような位置づけでやっていかなければいけないのかということが、私はこの条例のことも勉強不足なのでよく分からないんです。

それで、どちらかという、区も今、ユニバーサルデザイン、そして共生社会で、世田谷は様々な障害の立場を、手をつなぎ、広げ一緒に頑張っていこうという方針で動いているので、反対はしないんです。

ただ、私たちも分からないところをお互い同士が理解するための工夫をしなければ、目が不自由で、いずれ耳が遠くなってきて、耳が聞こえづらくなる、逆のパターンで、耳が不自由で、目が悪くなる、いわゆる盲聾者ということについての共通項目がありま



すから、私は、理解、協力ができればなと思っていました。

今日の委員の中にも、手話言語条例ということについて、果たして、これを頂いてインパクトがあるというのか、理解があるのかというようなことがあるのではないかなと思ったんですね。

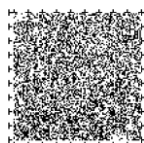
それで、時間が限られて、スケジュールを拝見すると、来年には実施ということと、先ほど委員から、法律ではないですけども、6月頃には国のほうで動きがあるとおっしゃっていました。

ということは、今日はもう3月ですから、国が先にこういうものをつくり上げて出てきた場合、世田谷の立つ位置の条例的なものです。これは今後どうやって進めていくのかなと思ったんです。ですから、今後のスケジュールは、やはり障害当事者団体へのもっと分かりやすい説明の場を求めたり、また、ろうあ連盟から出している中にも、やはり情報コミュニケーションは見えない障害も協力ということをするならば、そのような工夫があればいいのかなと思いました。

それから、行政側にお伺いしたいんですが、スケジュールの中で、果たして今のスケジュール感で間に合うのかなということと、パブコメも含めて区民への周知というのはとても大事なことだと思うんです。

スケジュールでいけば、今日の推進協をスタートとして、6月を含めて、今度の秋の議会できり、来年には実施していききたいということになると、もう1年ないんです。その辺のところについては、やはりもっと時間をかけるべきなのではないかなということがございまして、今日の資料が昨日いきなり送られてきましたけれども、何が入っているんだろうと思い、今、途中から聞いていまして、これは手話の条例のことについてのろうあ連盟からの資料だったんだなという意味だったので、もし今後、私たちにも分かるような形があるならば、テキストデータとか、ああいうものを公開していただけないかなというお願いもございまして。

○部会長 それでは、今、委員は、まず委員に対して、視覚障害の方に分かるような情



報の提供の仕方というのが1つお願いとして最初におっしゃったところで。

○委員 それは要望で結構です。

○部会長 あと、委員への御質問というのは。

○委員 世田谷のいわゆる条例への関連というのは、どうして条例にしなければいけないのか、そこが僕は分からないんです。

○部会長 手話言語のところをですね。それでは、そのことは委員に御説明いただいて、それから、事務局に対しては、スケジュールをきちんと周知するというところも含めて、このスケジュールでするのかどうかというようなあたりを説明していただくということですね。

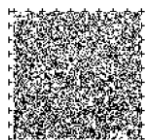
それでは、委員、御説明いただくことは可能でしょうか。

○委員 御質問ありがとうございます。1つ目の視覚障害者の方のためのテキストについては、本日は準備しておらず申し訳ありませんでした。

パンフレットを作っているところでは、恐らくワード版というのが様々あると思います。JDFも配付しておりますので、JDFの中では読めると。そのあたり、お伺いいただければその資料を頂くこともできると思います。そちらのほうも私も持ち帰っていきたいと思います。

また、2つ目ですが、私たちといたしましては、ユニバーサルデザインというのは様々な行政の中でも行われてきておりまして、私たちとしても関連したものがあるんですけども、手話言語という話は全く出ていませんでした。ただ、コミュニケーション法ということについて、その中の手話、目で見える情報保障という部分に絞られて要望をしてきたんですけども、それと同じように、今後、手話言語は一つちょっと置いておきまして、コミュニケーション法としての手話、それについて自分たちが選択できる権利、そして、聾者として手話を選択できるという権利ですね。

難聴者の場合は日本語対应手話というのを選択するようになるんですけども、そのあたりもつくっていったらいいなと思っていて、今のはやはりどうしても曖昧な部



分があるので、コミュニケーションについて選択してから、その後また改めて進めていければと思っています。

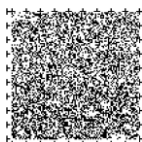
ただ、なぜ条例が必要なのかということについては、皆さんは日本語で考え、日本語で議論をするということに慣れていらっしゃると思います。でも、私たち聾者は、まず手話で考えます。日本語で考えるのではなく手話で考えて、そこから日本語に変換していくんですが、そこにどうもずれが生じていくというか、第一言語と第二言語がありますね。第二言語を手話としますと、やはり使いにくいんです。うまくコミュニケーションが取れない、意思疎通ができないという場面が多々あります。その部分で日本語を使える人たちとは違うという面がありまして、そのあたりを理解していただくことが一番重要だと考えています。ですので、手話言語条例をつくりたいと思っているわけです。

今、新しく出された6つの柱がありますね。それはとてもいいと思っています。でも、その6つの柱は多過ぎるのかなと思っています。今日みたいに手話言語条例って何だと、なかなか理解していただけない状況もまだまだあると思いますので、手話が言語であるということはどういうことなのか。世田谷区として、聞こえない人たちに関わる、手話言語は行政の中でどういう部分になるのか、また、それは切り離して審議していただければありがたいなと思っています。

○部会長 委員、ありがとうございました。それでは、今、委員からは、見えない方には、JDFのホームページにワードがあるということなのでという情報をいただきましたが。

○委員 ちょっと違います。JDFの配付している資料というのが別にあります。今回お配りしているのは、全日本ろうあ連盟に聞けば、いろいろと障害に合わせたデータが頂けると思いますので、それを見ていただきたいなと思っています。

○部会長 やっぱ手話言語条例というところは、一つの言語としてというところで、私もうまくまとめられなくて恐縮なのですが、では、スケジュールについて、続いて事



務局から御説明をいただいてよろしいでしょうか。

○障害施策推進課長 スケジュールですけれども、今般こういった形でお示しをさせていただいて、要は手話言語というのが日本語とは違って、独自の文法、語彙を持っている言語ということが分かってまいりましたので、言語としての手話と、あと情報・コミュニケーションとしての手話というのを分けて考える必要があるかと思っております。同一の条例の中ですけれども、手話言語に関する部分については章を分けたということで今整理しています。

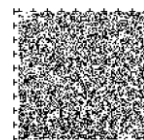
今後、条例の素案をまとめるということになりますけれども、専門家会議をはじめ、障害者施策推進協議会、あとは障害者団体連絡協議会、当事者の方、また、幅広い御意見をいただいて、その中で手話言語条例をどうするかということも整理していかないといけないかと思っております。それで、条例の素案という形で作り上げられましたら、先ほど申し上げましたように、パブリックコメントですとかシンポジウムといったところを通して御意見をまた幅広くお伺いしながら、7月の推進協議会でまた御審議いただき、その後は第3回定例会、事務局としては、そういうスケジュールに沿って進めていきたいと思っております。

○部会長 かなり専門的なお話にもなってくるかと思うのですが、ほか委員の方で、この条例に関して、御質問、御意見がおありの方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員 東京都自閉症協会です。

先ほど委員が説明してくださった社会モデルのところなんですけれども、ぜひこの基本理念のところ、まず冒頭にあつたらいいかなと思いました。

権利保障の話とかは出ているんですけれども、やっぱりまず支援のときに社会モデルで環境調整という基本のところを押さえていただいて、その環境調整においては、もちろん福祉関係者だけではなくて、区民一人一人が環境調整を行える当事者であるということが普及していくのが私はすごく理想だなと思っておりますので、社会全体が環境調整できるようになっていくということを目指す上でも、この社会モデルというところ



ろを押さえていただけるとすごくいいなと思いました。

あともう1点、本当に常々、聾の方のお話を聞いていると、私は自閉症協会なので自閉症関係者ですけれども、発達障害とすごく似ているなと思うところがあって、私どもの自閉症の子どもたちというのは、例えば教室にいても、2つのタスクを一緒に処理するのが苦手だから板書が取れないとか、先生の話聞いていてもそれが全然耳に入っていないとか、聞こえないわけではないんだけど、言語体系が違っていたり、感覚だったりいろんなものの捉え方が違うために情報をきちんと取得できないという困難に日々遭って、そういうことを考えると、あまり障害が表に出ていないとそこは見過ごされやすいんですけれども、そうではない人たちも、やっぱりその特性、ニーズに応じた情報提供と情報の保障というのが、いろんな障害の部類にかかわらず必要なんだという部分からも、発達障害とかの情報保障というのは割と見過ごされてきた分野なので、できればそれも書いていただければとても助かるなと思います。よろしくお願ひします。

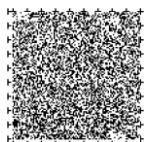
○部会長 委員、ありがとうございました。

社会モデルというところを条例の中にきちんと位置づけてということと、発達障害の方に関してもやっぱりいろんな意味で情報保障、そのあたりのところも書き込めないかという御意見でした。

この条例関連で御意見がおありの委員の方はほかにいらっしゃいますでしょうか。あと、委員の御質問に関するお答えに関しては、委員、何かございますか。

○委員 委員にちょっとお伺いしたいんですけれども、教育の部分がとても大事なことになると思うんですね。

全国的な動きの中で、では、世田谷はどこかの自治体の教育が手話で頑張っているよねというような情報があったら教えてほしいんです。私がちょっと思ったのは、私どもも視覚障害の場合で、点字を教えに行っているんですけれども、点字をなかなか理解できなくて、非常に苦労しています。



そうなる、一般論で言うと、手話って難しいんじゃないのというふうに思ってしまうわけですね。それで、子どもたちが例えば保育園で歌を歌いながら手話をやっているとか、いろんな工夫というか、普及が広まってきていると思います。

ただ、今のカリキュラムが本当に大変な缶詰状況になっているのに、果たして手話の時間を取って子どもたちにやっていけるかなということは、私も当事者として応援はしたいけれども大丈夫なのかなという不安があるんです。

これは国全体で本当にやっていかなければいけないということと、区の方針の中にもあるように、当事者が講師となって派遣したりして、例えば、視覚も、聴覚も、肢体不自由の方も、様々な障害の方たちが講師としてお仕事も含めてやれるようなことができたら、まさに委員がおっしゃっていたような社会モデルにも、私たちにもなるのではないかと思うんです。例えば、先ほど鳥取とありましたけれども、では、鳥取では実際に条例ができていてどういうふうに進んでいるのかなというような、アイデアというかデータがあったら、この資料に追加するともっと分かりやすいのではないかと思ったんですけれども、何かあったら教えてほしいんです。

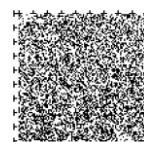
○部会長 教育についての情報はおありでしょうか、委員、お願いいたします。

○委員 教育の現場については、世田谷区では、区として小学校4年生の生徒に対して授業の中でやっています。

学ぶためのパンフレットを配っております。世田谷区に配っていただいたんです。1つは世田谷区から配られました。

区として小学校全体に手話を覚えてほしいということをお伺いして、生徒を集めて、聞こえない人を派遣して、手話を覚えるというのは難しいので、手話に触れるということですね。手話って何というあたりをまず説明していく、そうやって始めていきました。また、聞こえない人ってどういうことだろう、そういった理解を進めていくという活動もやっています。

2年前ですか、ホストタウンという言葉がありますけれども、世田谷区もホストタウ



ンになりまして、子どもたちと触れ合う機会をこれからもつくっていきたいと思っています。

もう1つ、聴覚障害の学校というのが世田谷区の中にはないんです。難聴クラスはあるんですけども、難聴クラスの中でどうやって子どもたちに活動していくか、情報がまだまだ足りない、今後についても学んで、そういった交流をしていきたいと思っています。

○部会長 委員の皆様、何か確認しておきたいこととかがおありの方はほかにいらっしゃいますでしょうか。

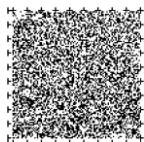
それでは、委員からは、手話言語のところは別の条例にというような御意見もいただいているのですが、この後、まだ専門部会での議論ですとか、パブコメなどもやっていくということですので、そのあたりの情報もいただきながら、またこの協議会として議論ができたらと思いますが、今日は取りあえずそのあたりまでということによろしいでしょうか。

それでは、2つ目の議題に入らせていただきます。世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金を活用した人工呼吸器等を使用している医療的ケア児へのポータブル電源等の配布についてということで用意をしていただいていますので、御説明をお願いいたします。

○障害保健福祉課長 障害保健福祉課です。

長いタイトルの文章で申し訳ありません。端的に申し上げますと、電気が必要な医療機器を日常的に使っている医療的ケアのお子さんにポータブル電源をお配りしようということを来年度やってまいりますと、そのような内容になります。

1枚目の下のほうに写真をつけていますが、配付する物品のイメージとしましては、ポータブル電源と小型ソーラーパネルを基本的にセットでお配りしたい、これはもう持っていますよという方がいればインバーター装置、これは車のシガーソケットでしょうか、ああいうところから取って電流を変換するような装置ですけれども、どちらか



をお配りして、無償で差し上げたいと考えているものになります。

話が戻りまして、主旨ですが、私どもは2年ほど前から、ふるさと納税を活用した医療的ケア児と家族の支援の事業ということで取組を始めておりまして、きょうだいにキャンプを贈ろうや災害時のつながりをつくりたいということをやっているのですが、この寄附金が少したまったと言えいいんでしょうか、頂きましたので、これを基に令和3年4月に基金をつくりました。この基金の事業として、令和4年度にこの配付事業をやっていこうという内容になります。

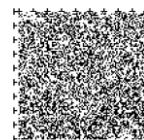
2ページに進んでまいります。

いろいろ細かいことを書いてございますが、耐用年数のことも記載してございまして、私どももきちんと御案内しながら、実際に必要なときに使えないということがないように御注意いただきたいということも記載してございます。

それから、対象となるお子さんの数の考え方についても、今、世田谷区で医療的ケアが必要なお子さんは180人と把握しているのですが、こういった方々を対象にアンケートを行いまして、6割が何らか電源が必要なお子さんだろうということで108人、こういった数を基に予算を算出しているということを説明している内容になります。

3つ目に、つながりづくりについてという項目をつくりましたが、令和3年8月に医療的ケア相談支援センターH i ・ n a ・ t a（ひなた）という相談支援の機関を開設しておりますが、今回、ポータブル電源のお申出があった方につきまして、H i ・ n a ・ t a が災害時の個別支援計画作成のお手伝いなどをするものですから、H i ・ n a ・ t a に登録をしていって、こういったところへつながっていけるようなことをしていきたいということを記載してございます。

4にその他とありますが、転入者等の対応についてと書いています。医療的ケアのお子さんは180人と把握しておりますが、国立成育医療研究センターがある世田谷区ということで、どうやら年間を通じて少しずつ何人か転入をしてくる方もいらっしゃる、こういったお子さんにも対応していこうということで、予算の執行や基金の状況を踏ま



えて対応していきたいということを記載しました。それから、医療的ケア者についてとありますが、今、世田谷区の基金につきましては、医療的ケア児の笑顔を支える基金という名称になっておりまして、子どもさんを対象としているものですから、医療的ケア児が大きくなった後の医療的ケア者の方については課題となっているのですが、こういったところにつきましては、様々な御意見をいただきながらこれから検討していきたいということで記載してございます。

あと、令和4年度予算に1000万円を超える金額を計上させていただいておりますこととすとか、今後、5月頃にお申し出いただいて、8月から9月には物品を配付していきたいというスケジュールで考えていることを記載してございます。

最後に、裏面で使用イメージというところで、イラストを使ったイメージ図もつけておりますので、参考に御覧ください。

御説明は以上になります。

○部会長 御説明ありがとうございました。

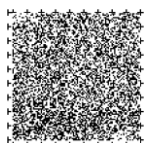
災害時も含めて、こういう検討ができているのが世田谷らしいなと思いながらお聞きしておりましたが、今の御説明について御質問、御意見がおありの委員の方はいらっしやいますでしょうか。先に委員、どうぞ。一番御関係が深いかなと思います。

○委員 守る会と申します。

今、これは医療的ケア児になって、180人ぐらいということなんですけれども、それよりも年代的にも上の人たちで人数が非常に多いと思うんですね。

それで、ポータブルや何かの件なんですけれども、例の3.11のときにこれを必要とした人は大分お買いになったと思うんです。それ以後に生まれた方、それから今現在、幼児の方たちはこれも必要なんですけれども、やっぱりさらにその上の年代の方たちにも行き渡るように、それから、例えば吸引器のことに関しても1台では絶対間に合わないんです。

だから、何か1つ配付すればそれで済むということではなくて、恐らくこのポータル



も、すごく回数を使う方にとっては1台ではきっと間に合わないと思うんです。だから、基金もすごく大切なんですけれども、基金はずっと続けなければいけないと思うんですけれども、これはどういう仕組みなんでしょうか。

○障害保健福祉課長 基金の御寄附を頂いているところなんです、この何年か取り組んでおりますのは、ふるさと納税の仕組みというのが、大体皆さん秋口から年末にかけてばたばたと税金のことをお考えになる方が多いようで、寄附が増えてくる。いろんな寄附をする方がいらっしゃると思うんですが、そういった中で、様々な寄附先の中で、ふるさとチョイスというんですけれども、そのサイトを御覧になる方がいらっしゃって、その中で、クラウドファンディングの関係の世田谷区のところで目にとまった方が頂いているというような状況です。

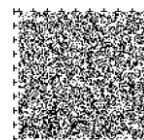
最初、令和元年度は900万円ほどの寄附が集まりました。2年度になりまして750万円ほど、今年度、令和3年度は1200万円を超えるような金額を頂いているところでして、そういったところで毎年毎年積み上がってきているものもありますので、これを基金として積み上げていっているという状況です。

○委員 それだけの金額で、例えば、これをセットで配付するとなると、大体1セットお幾らぐらいのものになるんでしょうか。

○障害保健福祉課長 セットとしては、概算ですが、11万円ぐらいするものをお配りしたい、それをトータルで100何人という方に配っていくというような規模です。

○委員 どうしても世田谷は成育医療研究センターという大きな病院があるので、ちょっと障害を持って生まれて、ほかの区で生まれて、やっぱり世田谷のあの病院を目指してくる転入者が非常に多くて、光明養護も人数からしても非常に増えていて、そういう面でも、子どもの数はこれからもきっと増えると思いますので、この基金は本当にありがたいと思います。

私も新聞でこの基金が発表されたときに、どうやっていたらいいのかなと思って、でも、今日こうやってお聞きして、いわゆる寄附ということができることが分かってよか



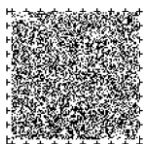
ったと思います。ありがとうございます。

○部会長 今、委員からもう一つ、18歳以上の方についてはまだ把握し切れていないという理解でよろしいのでしょうか。

○障害保健福祉課長 率直に申し上げますと、医療的ケア児のほうは、特別支援学校ですとか、保健師さんたちが把握している数があるので180人という数が分かるんですが、大人の方につきましては、恐らく通所施設に行っているような方々、あるいは在宅の方も含めて、このぐらいだろうみたいなことは話としては出るんですが、なかなかうまく把握できていないというのが実際のところですし、それから、プラス、数の面もそうですし、その方々の中でも電気が必要な医療的ケアの方はどのぐらいいるのかですとか、もう少し把握してからでないと、医療的ケアの大人の方々のほうの方々への配付というのは難しいかと考えている状況です。

○委員 障害児でも、いわゆる年齢が高くなっても生きていくという方が多いということは、その親たちもさらに年を取っているわけです。そうすると、その親にどうやってこれを配付していただけるのか、どうやったらいいのかというのもすごく難しいと思います。あとは親のほうに先に亡くなって、子どもたちはどこかの施設に入らざるを得ない、そういうところの施設だったらこういう機械や何かが置いてあるからそれはそれで安心だと思えますけれども、年を取った母親には申込むこと自体が、それから、こういうことがあるということ自体なかなか知らされていないのではないかと思うんです。私はそれが心配です。

○障害保健福祉課長 医療的ケア児を把握する際にも、どういう範囲の方々、あるいは必要な方にお申し出くださいということが届くかどうか心配だったところもあるんですが、そもそも医療的ケア児の定義そのものが定まっていなかったものが、ようやくこの法律ができて定まったという状況がありますので、まず、法もできて医療的ケア児の定義が定まってきたと、こういった方々が大人になっているような方はどのぐらいいるのかというところ、実際に医療的ケア者の把握をするに当たりましては、家族会や団



体さんのお力も借りながら、区がそういう調査をしようとしていますよということをまず知っていただいて、個々人からお申し出いただく中で区としても把握できないか、そんなことをイメージしています。

○委員 不勉強で申し訳ないんですけども、念のため確認させていただきたいんですが、今おっしゃっているお話は医療的ケア児を対象とした基金ということで、医療的ケア者は対象となっていないという認識でよろしいのでしょうか。今後、もし医療的ケア者に対する支援をする場合は、それを目的とした基金を設立するという理解でよろしいのでしょうか。

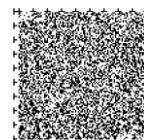
○障害保健福祉課長 現在、この基金は医療的ケア児を対象としておりますので、者は含んでいない基金になります。

この基金を使う場合には医療的ケア児が対象になってしまうということになるわけですが、医療的ケア者、大人の方たちへポータブル電源などを配付するに当たっては、おっしゃるとおりで、まさに財源をどうしていくかということも含めて検討していくことになると考えています。

○部会長 なかなか把握ができていないというのは支援が難しいかと思うんですけども、先ほどの情報提供も含めて本当に大事なことだと思いますので、また御検討いただければと思います。

○委員 非常にいい取組だと思いますので、ぜひ推進していただければと思うんですが、配付ということをお伺いしたんですが、更新というのはどういうふうな状況になっていくのでしょうか。例えば小学校に就学したお子さんが6年間ということになると、当然、中学校に入った段階ぐらいでは耐用年数が来るということをしたときに、配付した後の更新についてのお考えというのはどういうふうなものになるのでしょうか。

○障害保健福祉課長 一般的な説明としては、機器には6年ぐらいの耐用年数だと書いてありまして、ただ、使い方によって6年から10年ぐらいもつだろうと言われていたわけですが、買い替え時期のもう1回どの時期にどうやって配ろうかですとか、



今のところそこまでは決められていない状況にはなりますが、1回配ったもので、それをまた今後、もうおしまいですよということがないように考えたいというところはありますけれども、そのときの基金の状況とかも見ながらになっていくかと思えます。

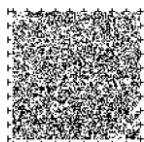
○委員 多分、その間には状況もいろいろ変わってくるということで、そのときの状況を見てということだと思いますけれども、配りっ放しというところで、今、文科省ではGIGAスクールでパソコンを配っていますけれども、更新ということについてはなかなか厳しい状況がありますので、そういった意味では、1回配ったら終わりということではなくて、今後、継続的にそういったことが活用できるような工夫というところも併せて進めていただければと思います。

○部会長 大事な御指摘ありがとうございました。先ほど委員からもありましたけれども、世田谷は成育医療研究センターなどがあって、このようなニーズは本当に高いし、今までも行政としていろんな工夫をやってきていらっしゃると思いますが、ぜひ18歳以上の方の把握なども含めて、またお願いできたらと私も思いました。

それでは、3番目の議題に移らせていただきたいと思います。精神障害者施策の充実に向けた取組について（ピアサポーター活躍支援）というところで資料を用意していたいでいますので、御説明をお願いいたします。

○障害保健福祉課長 資料3につきましても、障害保健福祉課から御報告させていただきます。

こちら令和4年度取組予定になります。ピアサポーターの活躍支援という内容です。1の主旨ですが、「住み慣れた地域で支えあう」地域共生社会の実現に向けてということで、精神障害があっても地域で安心して自分らしく暮らすための取組の一つとしてピアサポート活動を推進しているところです。令和4年度からピアサポーターの登録・派遣事業、ピアサポート活動団体支援というのを始めますので、こういったことについて報告するという趣旨を記載してございます。



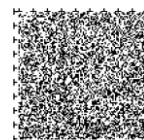
まず、ピアサポート活動について説明をしているところになるんですが、ピアサポート活動は、同じ立場や課題を経験したことを生かし、仲間として支えあう活動であり、これを行う者をピアサポーターといいますよということで定義しております。そのピアサポートの主な効果ですが、3点記載してございまして、共感性、安心感、希望、自分もこうなりたい、できるかもというような希望というところで3つ目は記載してございます。あとはイラストで、説明も分かりやすくしております。

次のページを御覧ください。ピアサポートの現状ですけれども、区においては、今、夜間・休日等こころの電話相談、それから精神科病院に長期入院している方の支援、それから、民間の事業所などでスタッフとして働いている方もいらっしゃると思います。ピアサポーターの養成研修も実施している、このような状況にあります。

その後、四角が4つ並んでいるところがあるんですが、様々な精神障害の方がいらっしゃるだろうと、働いていらっしゃる方、福祉サービスを利用していらっしゃる方、社会との関係が薄くなっているような方、あるいは退院をして間もない方、そういった方々が生活の安定をする中で、社会参加、社会貢献に関心がある方もいらっしゃるって、養成研修を受講されていてピアサポーター活動に進んでいる方がいらっしゃるだろうと、このような流れを想定しております。あとは下のほうにイメージ図もおつけしています。

次のページには、ピアサポート活動における課題等と記載してございまして、この間、私どものほうで連絡協議会を設置してございまして、そこのワーキンググループで様々な意見をいただいております。それから、国の検討会でもこの重要性と必要性を示されているような状況ということで記載してございます。あと幾つかございまして、こういった課題を踏まえて新しい事業等に取り組んでいこうということで記載しました。

5の令和4年度に取り組む事業の概要です。まず養成研修は、今のところ基礎編をやっているところですが、これから専門編、それから団体や支援者向けの研修についても実施していこうということを表形式で記載してございます。それから、ピアサポーター登



録・派遣・フォローというタイトルをつけておりますが、養成研修が終わった方を登録し、その方の興味関心ですとか特性に応じて派遣していくようなことをやっていきたい。ただし、派遣するだけでは、御本人がお疲れになったりとか、難しい面もありますから、フォローをする方もつけていく、そのような仕組みを考えています。

次のページを御覧ください。これも表形式で、登録人数、派遣回数を記載してございまして、令和4年度には7人、70回、こういったぐらいのことを考えていければなど予定しております。

次のピアサポート活動団体支援は、現在ありますほかの補助事業、精神障害の方のケア事業補助という仕組みがあるんですが、この仕組みを見直しまして、中身も新たにしていって、ピアサポーターの活動の補助のほうに見直してやっていこうということで記載してございます。見直し内容については記載のとおりでございまして、それぞれの団体に1回当たり1万2000円の活動費が出るような形の補助金ということで記載してございます。

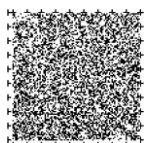
次のページを御覧ください。予算経費やスケジュールを記載してございまして、予定としましては、今度の夏頃に団体募集をしまして、10月から、団体の支援、登録・派遣事業とかを開始していければという予定になってございます。

次のページ以降は参考資料として、せたがやノーマライゼーションプランに記載している内容ですとか、精神障害者等支援連絡協議会の委員の構成を記載してございます。

御説明は以上です。

○部会長 私の存じ上げているピアの方も、ピアならではの御活躍をしている方が本当にいらっしゃいますので、ぜひ世田谷でもさらにとお聞きしながら思いましたが、この件について御質問や御意見がおありの委員の方がいらっしゃいましたらお願いをしたいと思いますが、委員、お願いしてよろしいですか。

○委員 世田谷区はさすがだなと思います。やっぱり当事者の方が活動したいという



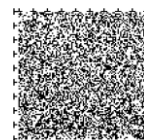
ことを支援していただくことが、社会参加という意味でも、御自身のエンパワーメントの効果もあると思います。やはり経済的な支援といえますか、活動をなさった裏には、それがやっぱりお金になるというようなこともお考えいただいていることもとてもいい事業案だと思います。

1つ簡単な御質問をさせていただきたいんですけども、今年度、基礎編をなさっていて、来年度、専門編だけを新たに行って、その実施状況を見てまた基礎編を行っていくというふうに、順序のために、来年度は基礎編は行わずに専門編を行って活躍を促進するというふうにお考えくださっているのでしょうかということ伺っていきたくて思いました。また、今後はニーズに合わせて人数を増やしてくださる状況にあるのかということも思いました。

ここで申し上げることではないかもしれませんが、やっぱり障害というか、御自身の状態というのは様々ですので、一人一人に合ったピアサポート活動の支援というのはかなり困難もあるようにも思います。同じ精神の障害といっても一人一人変われているので、目指される場所も違うと思うんですが、現状と目指される場所のギャップがあったりするような状況もあるかと思っておりますので、難しい面もあると思いつつながら、これが推進されていくのはすばらしいなと思っております。

○障害保健福祉課長 御質問ありがとうございます。研修の仕組みとしては、基礎編と専門編を交互にやっていければと思っています。要するに、2か年かけて、ピアサポーターとして活躍できるようなスケジュールをイメージでやっております、実際に来年度始めるときに、応募というんでしょうか、お申し出いただいた方が基礎編を修了していれば、次は専門編に行くと思うんですが、実際にはお申込みいただいた方の状況を見ながら、もう1回、基礎からやることもあるかなというような話は内部ではし始めたところになりますので、その辺は運営の中で考えていこうと思っています。

それから、規模というところですが、たくさんのお申出があれば対応することもこれから考えていくのかなという思いは当然所管としては持っておりますが、今お話があ



りましたように、なかなか難しい面のある事業ではないかというのもありますので、できれば、小さく始める中で、しっかりお一人お一人の活躍というのを見届けながら2か年ずつ回していくようなことをイメージしている状況です。

○委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○部会長 何かお気づきのことがあったらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

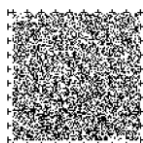
○委員 精神保健福祉4団体代表者協議会です。

ピアサポート活動の推進という話を最初に聞いたときに、これはどうなるのかなと思ったのが率直な感想で、ずっと思っていたんですけども、昨年度から今年度にかけて繰り返し御説明をしていただく機会を4者協のほうでも持っていて、その中で自分の中でも大分イメージがついてきた頃です。

質問というより感想になるんですけども、自分は就労継続支援B型の事業所を運営していますので、事業所の立場で考えたときに、例えば利用者様がピアサポーターになりたい、養成講座を受けたいといったときに、あくまで一個人として受けていただくのか、それとも事業所としてある程度バックアップをしながらやっていくのかによって、事業所の運営上のこととかも考えると、いろんな兼ね合いが出てくるのかなというのが一つ思ったことと、あと逆に、ピアサポーターの方を受け入れる側になったときに、受け入れてどういう活動ができるのかなというのもしっかり考えなくてはいけないと思うのがあります。

あと、先ほどもちょっと出ていましたけれども、養成するからには、やはりなった方が自分らしく活躍できる場を確保するというのが一番大きなポイントになってくるのではないかなというのがあります。実際に電話相談とかそういうものを除いて、派遣されていくようなピアサポート活動が今の時点でどのぐらい具体的な想定としてあるのかというのがもし分かれば教えていただけるとありがたいです。

○障害保健福祉課長 具体的な想定の数としては、なかなか難しいところだと正直思

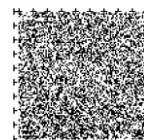


っておりますが、先ほどの資料にもございましたが、7人ぐらいの方が登録、派遣していただけるような箇所数を見込めたらいいなと、そんな規模感ではおります。今お話もありましたように、ピアサポーターは立場としては微妙な立場で、利用者さんではないけれどもスタッフでもない、当事者に寄り添う立場ではあるけれどもと思うんですね。そういった方が各事業所にピアサポーターですと行って来るときに、受入れ側がどういふふうを受け入れていくかとかの難しさがあると思いますので、そういったことも含めて、フォロー職員は、ピアサポーターのフォローもしますけれども、受入れ側のこともうまく考えながらフォローできるような役割を担っていかなければならないなという思いがあります。

○委員 都立中部総合精神保健福祉センターと申します。いつもお世話になっております。

現在、夜間・休日等こころの電話相談、家族会や地域移行の部会等にもピアの方々がいるいろいろな活躍をされているという現状をうれしく思っています。精神障害といっても特性が広くございまして、この前の地域移行部会の際のピアの方は、依存症の方と違う精神の御病気の方と2人いらっしゃっていただいて、それぞれにやっぱり御事情が違うので、両方聞けてよかったなと思いました。

今後、ピアサポーターさんを養成されていく際に、いろいろな御病気の方がいる反面、依存症の方々というのはピアの先駆者的な動きがありますので、そういったところをうまく活用していただけたらいいかなと思います。あと、ピアの方々と一緒にひきこもりなどの御本人のところに行くことで御本人にアプローチができるという、いわゆるアウトリーチにピアサポーターの方を活用されると、より活躍の場を創出、つくり出していくことができるのではないかと思います。また、それをやるためには、ピアの方を支えるスタッフも育成していかなければいけないというのもあると思いますけれども、そんな感じで今後も先々広がっていかれるといいなという思いでいます。どうぞよろしく願いいたします。



○部会長 この件について何か御意見がおありの方はほかにいらっしゃいますか。

私も今、委員がおっしゃってくださったピア同士の交流みたいなものが本当に次の段階にも行くなと思うので、私はむしろ事業者の方はそういうところにもいろいろ御尽力いただくといいのかなと思ったりもしました。

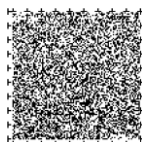
それでは、4番目に、障害者の地域生活支援機能の強化ということで、国の地域生活支援拠点の整備事業についてなど情報を用意していただいていますので、お願いいたします。

○障害施策推進課長 資料4になります。この間、御意見をいただいておりますので、検討を進めてまいりました。その状況についての御報告となります。内容については前回御説明したものと大きく変更はございませんので、確認も含めてお願いできればと思っております。

主旨については、御覧のとおり、障害者の高齢化、重度化、親亡き後を見据えて、地域生活支援機能の強化を目指していくということで考えております。世田谷区の地域特性に合った支援機能の強化を目指していくというものでございます。

2の支援機能の考え方としましては、もともと国のほうでは、多機能拠点整備型と面的整備型というのが考えられて示されていたんですけども、世田谷区としては、基幹相談支援センターほか様々な資源がございますので、そういったところがネットワークをつくって重層的な支援体制を形成する面的整備型で整備を進めていこうと考えております。地域単位での機能の確保というのが基本となるんですけども、障害の種別や専門性が高いという場合にはやはり全区的にカバーをし合う体制も必要ではないかということで検討を進めていこうとしております。下にあるのがイメージでございますので、後ほど御覧ください。

次のページ、3の優先して確保すべき機能ということで、主に4年度の取組という状況でございます。この間のいろいろな御議論の中で、喫緊の課題として、相談対応、緊急時の受入対応、地域の体制づくりの3つの機能を進めていきたいと思っております。



て、重点地域を定めて、そこで試行錯誤をしながら整備をしていきたいと思っております。

1つ目の相談機能については、緊急受入れをしていただく施設、あとはそういったところとのコーディネートを行う緊急時対応センターというのを設けていきたいと思っております。

2つ目の緊急時の受入対応としては、施設への移動が困難な方も当然いらっしゃると思いますので、福祉タクシーの手配も必要でしょうし、施設の事情、御本人の事情で受入れが難しいという方もいらっしゃると思いますので、そういうときには自宅でケアを行う方、専門サポーター、ヘルパーですね、こういった方を派遣するという仕組みも考えていきたいと思っております。

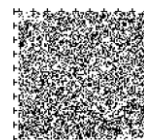
それから、地域の体制づくりとしては、福祉団体の関係者や地域住民を含めた参加者を広げていくことですか、機能を担っていただく事業所で連絡会を立ち上げていければと考えております。

4の重点地域の選定でございます。

地域単位を基本としますが、その機能の確保に当たっては、いろいろと課題がございますので、その辺を整理していく必要がございます。その辺の検討に当たりましては、重点的に取り組む地域を選定して、令和4年度からそこを中心に検討していきたいと。そこで培ったノウハウをほかの地域にも広げていって、令和5年度以降、なるべく早く区内全域で展開をしていければと思っております。

具体的には、今年の8月ぐらいから周知と利用者の方の事前登録の受付を開始しまして、10月頃からセンターでの試行、先行実施ということで考えております。

5の今後のスケジュールになりますけれども、御議論をしていただいて、5月、6月にかけて関係者の方の御意見をいただきながら、シンポジウムといった形で素案みたいなことでの御意見をいただきつつ、また、こちらの推進協議会をはじめ様々な会議体でも御意見をいただきつつ、10月ぐらいに案という形で重点地域で試行ができればな



と、それを受けて評価検証を進めながら、また議論を深めまして、1月に自立支援協議会と書いてありますけれども、国の考えでは、もちろん区のほうで決定していくんですが、その前段に当たっては、自立支援協議会の御意見を聞きながら合意をつくって決めていくというような考え方も示されておりますので、自立支援協議会も活用させていただきながら最終的に区として決定して広めていきたいと思っております。

次のページを見ていただきますと、こういった形で、左側の真ん中、⑤とか⑥の辺りで、主な形で緊急の対応をしていくイメージを考えているところでございます。

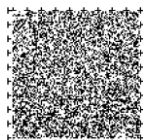
おめくりいただいて、横長のA3判、資料4別紙は、これまでの御議論をいただいて、事務局でまとめたものをなるべく見やすくということで、資料にまとめさせていただいたものでございます。上段のほうに趣旨を、左側のほうには、国が考える機能ですとか、整備型といったところ、その下には、区の現状として、こういう機能があって、こういう施設があるよというものを示しております。この辺もまた精査していきたいと思っております。

右側を見ていただきますと、拠点機能の整備に当たっての課題を挙げて、御意見も挙げさせていただきました。これによって、右下の区における地域生活支援機能の考え方として、先ほど申し上げたところの考え方に基づいて進めていくということです。

裏面を見ていただきますと、今度は機能別に一覧にしてございます。こちらのページには、相談機能ということで、左側には施設とか事業所の一覧、その下には、それぞれの主な役割を書いています。右上には、その機能に関しての課題を挙げて、それをどうやって解決に向けて考えていけばいいのかということで、相談機能ではこういった形でまとめさせていただいております。

同様に、次のページについては、緊急時の受入・対応ですし、一番最後のページでは地域の体制づくり機能ということで、これまでの議論をなるべく見やすいようにということで資料にまとめさせていただいたものでございます。

御説明は以上でございます。

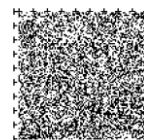


○部会長 今回の御説明について、何か確認しておきたいとか、御意見がおありの委員の方がいらっしゃいましたらお願いをしたいと思います。もしよろしければ、親御さんのお立場でお聞きしたいところですが、自立支援協議会のお立場で、副部会長にお願いします。

○委員 でございます。今、御説明いただきました。これは前回のところから話が出ていたものでありますけれども、地域生活支援拠点というのは、いわゆる制度の隙間を埋めていくような仕組みということでできています。

これを御覧いただきますと、例えば、一つ目玉になっている緊急時対応センター、また、専門コーディネーターを配置したり、また、サポーターをとという様々な仕組みがあるように見えるんですけども、最初は1地域から始めて小さく動かして行って、自立支援協議会などでもたくさん議論を重ねていったんですけども、例えば日中が中心で夜間とか休日はどうなんだというお声もあると思うんですけども、実際の相談のこれまでの実績を見るとそこはかなり少ないということがあって、他の自治体の状況などもそういったことがあったというので、ただ、それはやらないということではなく、今後、課題として検討しよう。もちろん現段階で今、この緊急時対応センターができて、そこもまだうまくいかない部分といたしまししょうか、そこで対応し切れない部分については、大変幸いなことなんですけれども、既にこの中にも記されております5地域にあるぽーとがしっかり受け止めていくということも仕組みとしてはありますので、まずは小さく生んで大きく育てていく、そんな感じのものかなと思っています。これだけ大きなものを、90万を超える町でこの拠点をつくるというのは、なかなか難しいところだと思っています。

1つ、この間、前回のところでも委員の皆さんから御質問があったようなんですけれども、場としての今回ありますなかもまちですとか、そういったショートの受入れ先そのもの自体の不足というのはやっぱりあるかと思っていますので、ここはまた引き続き、区にも一生懸命それを増やしていただくようなことをしていただきたいと思います。



おります。まずは最初の第一歩としては、ここからと思っております。

○部会長 何かございましたら、ぜひお願いしたいと思います。

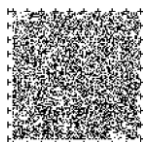
○委員 肢体不自由児（者）父母の会です。

先ほど自立支援協議会の委員からの御説明があったんですけれども、緊急時の日中以外の夜間とか休日は件数が少ないというふうにおっしゃられたんですけれども、親のほうでは、そういった時間に相談してもしようがないという気持ちがありまして、諦めているところが多いと思います。ですから、今後ということではなくて、同時進行ぐらゐの感じで進めていただけたら助かります。

それから、受入れの緊急の場合の日数なんですけれども、事情を考慮していただいて日数を増やしてくださることもあるんですけれども、その施設自体が何日までしか受け入れられませんというのがありますので、そこら辺も事情によって受入れ日を施設として増やせるという体制を整えていただけたらと思います。

○委員 委員からアドバイスをいただいて、検討の間ではなかなかそういった御意見がなかったもので、今伺って、あっ、これはというふうに思っております。これは自立支援協議会などでもまだまだ検討して、実施は区でありますので、意見などを申し上げていきたいと思っております。やはり委員がおっしゃってくださった施設そのものの不足感というのは自立支援協議会の中でもかなり声は出ておりましたので、そこはというふうに先ほどもちょっと申し上げたところでございます。この先は区から引き取っていただいて、お話しいただければと思います。

○障害施策推進課長 御意見ありがとうございます。今、会長さんにおっしゃっていただいたように、これからの議論の中で今の御指摘の部分を踏まえて検討させていただきますし、施設の不足については、今考えているのは、なかまっちですとか東京リハビリテーションセンター、生活支援ホームでスタートしていこうと思っております今調整しているところでございますので、そのほかにも広げていきたいと思っておりますし、区でも施設整備の方針というのがございますので、それに基づいて、できるだけ早く施設も整



備できればなと思っっているところでございます。

○部会長 委員が随分うなずいていたりしましたけれども、委員も何かございましたら、どうぞ。

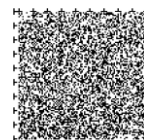
○委員 いろいろ施設の数が出ているんですけども、一言も医療的ケアを受けますというのがないのが私は残念でございます。リハビリテーションセンターとか、いいものはいろいろできているんですけども、最初は医ケア、オーケーということで工事が始まったりしても、イタール成城にしても、いまだに恐らく医ケアはお断りという状態ではないかと思ひます。やっぱり医ケアはこれから本当に切実に、年を取ったお母さんたちは、レスパイトもそうですけれども、まず子どもの状態、医ケアがあるけれども、うちの子はやっぱり駄目なのねと引いてしまうことで、これを見れば恐らく、医ケアの言葉がどこにもないわねということで、がっかりなさるのではないかと思ひます。

○部会長 大事な御指摘をいただきましたが、委員、何か補足はございますか、特によろしいですか。

今日、歯科医師会、薬剤師会の先生方も来てくださっていますが、では、お願いいたします。

○委員 薬剤師会でございます。

医ケアの件に関してなんですが、医療的ケア児支援法ができて、厚労省から薬剤師会のほうにも、医療的ケアを必要とする小児患者の地域の医療提供体制の確保ということで、専門性を持った薬剤師の育成ということで事業が下りてきています。今年から始まったものなんですが、日本薬剤師会が厚労省から受けまして、我々は、世田谷区は成育医療研究センターがある手前、東京都では、僭越ながら私どもの薬剤師会が一番に手を挙げまして、1月にそういう関係の成育医療研究センターの先生をはじめ、訪問看護ステーションの方々、看護師、区の障害福祉のほうからも御講演をいただいて、医療的ケア、お薬の搬入等々も特に注射用蒸留水とか大量に使いますので、その辺の問題は、地域の薬局でまだまだ分かっていないところがあるので、専門性を持った薬剤師の



育成ということで1月に育成研修を始めております。これを毎年継続して、地域医療確保の一環として人材育成としてやっていこうと思っておりますので、情報提供として御報告させてもらえればと思います。

○部会長 医師会や歯科医師会から何かございますか。先生、何か補足していただけることあったらお願いします。

○委員 地域生活支援機能の強化のイメージ図というのがあるんですが、その中でいわゆる医療機関がどういうところに関われるのかというのを見ていて、いろんなところに関わるんだと思うんですけども、医師会のほうにこういうところをという役割の区からのアプローチというのはあるのでしょうか。

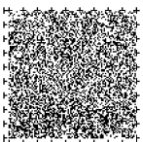
○障害施策推進課長 これまでの議論の中では、医師会様のほうにこんなことでのお願いといたしますか、そういったところまでの議論はまだ深まっていないんですけども、当然それぞれの障害の種別とか特性に応じては、やはりどうしても医療面で必要な部分が出てくるかと思っておりますので、もうちょっと議論を深めまして、ぜひお願いをする際にはまた改めてお願いに上がりたいと思っております。ありがとうございます。

○部会長 そういう意味では、世田谷は、それぞれの専門の方々が本当に心強いと改めて思いました。

それでは、全体を通して、このことをという御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

あと、委員、これは何か情報提供はございますか。

○委員 私は、世田谷高次脳機能障害連絡協議会の代表をやっておりまして、ここにも書いてありますけれども、2008年にこの会を立ち上げたときから、高次脳機能障害者が主役になる場をつくっていこうということで、先生とも一緒にやってきて、「春の音コンサート」というのを開催してきました。去年はコロナで断念したんですが、やっぱり今まで出ていらした皆さんがどうしても、何か方法はないかな、歌いたいな、演奏したいなという方たちがいらっしゃったので、思い切ってユーチューブで、家庭用のビデオ



カメラで撮って、今、編集がそろそろ終わるので、アップしようと思っています。私もそういうのに疎いのでよく分からないんですけども、いろんな方から無制限で流して大丈夫なのというようなこともあり、一応お申込みをいただいて、その方たちだけにURLをお知らせし、なおかつ延々に流しておくわけではなくて、今のところ一応2か月間で区切ろうかなという感じでやっております。だから、申し込まれた方には何日から流しますということをお知らせして、そこにアクセスしてくださいという形でやろうと思っています。

今までは大きなホールや何かでやっていたんですけども、皆さん、おうちだったり、通所施設だったり、ちゃんとした形にはならないんですけども、それなりに、障害のある方たちの日常、どういう感じで生活して、どういう思いでやっていらっしゃるかみたいな話も出てきたりするので、それはそれで面白いものができるのではないかと思います。お時間があったらアクセスしてみてください。よろしく願いいたします。

○部会長 やっぱりいろんな新しい形が出てきていますね。ありがとうございます。

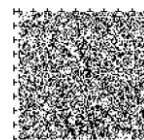
それでは、事務局に、その他ということをお願いいたします。

○障害施策推進課長 御議論をいただきまして、ありがとうございました。机の上に質問・意見用紙をお配りさせていただいております。本日の会議の内容等々で質問、御意見等ございましたら、書式は問いませんので、ファックス、電子メール等々でお寄せいただければと思います。また、本日の会議の議事録につきましては、事務局で確認が終了したものを委員の皆様にお送りして御確認をお願いできればと思っております。

最後に、次第を御覧いただきますと、次回の推進協は、令和4年、本年7月頃に開催予定で考えてございます。日程が決まりましたら、また御案内を申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○部会長 それでは、時間ぎりぎりですと何とか終わりそうな感じですので、御協力ありがとうございました。条例のこととか、いろいろ課題がありますので、また委員の皆様



いろいろお考えいただければと思います。本当に遅くまでありがとうございました。

午後 8 時46分閉会

